

# 大学共同利用機関法人自然科学研究機構の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

大学共同利用機関法人自然科学研究機構役員給与規程により、勤勉手当の額については、経営協議会に諮ったうえで、職務実績を勘案して増額又は減額することができるとしている。平成23年度においては、増額又は減額は行っていない。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	・期末・勤勉手当の支給割合を変更 (年間支給月数は変更せず、6月期の支給割合をそれぞれ $\Delta 0.025$ 月減、12月期の支給割合をそれぞれ $0.025$ 月増)
理事	
理事(非常勤)	・期末・勤勉手当の支給割合を変更 (年間支給月数は変更せず、6月期の支給割合をそれぞれ $\Delta 0.025$ 月減、12月期の支給割合をそれぞれ $0.025$ 月増)
監事	
監事(非常勤)	

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,700	千円 11,868	千円 4,695	千円 2,136 (特別調整手当)			
A理事	千円 14,865	千円 9,360	千円 3,703	千円 1,684 117 (特別調整手当) (通勤手当)			◇
B理事	千円 16,574	千円 11,004	千円 4,165	千円 1,320 84 (特別調整手当) (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 15,500	千円 11,004	千円 3,946	千円 550 (特別調整手当)			
D理事	千円 15,872	千円 11,004	千円 3,946	千円 550 (特別調整手当) 24 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)			
E理事 (非常勤)	千円 5,402	千円 5,402	千円	千円 ( )		3月31日	※
A監事 (非常勤)	千円 3,589	千円 3,589	千円	千円 ( )			※
B監事 (非常勤)	千円 1,665	千円 1,665	千円	千円 ( )		3月31日	

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(本府省課長・企画官相当職以上)であること、「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

業務運営の合理化・効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行い、適正な人件費の管理に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員、国立大学法人、他の大学共同利用機関法人等の給与水準を考慮し、給与水準を決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇級、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定にあたっては、勤務成績の評定の結果を考慮している。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本給 (昇級)	勤務成績が良好で、昇給基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇給させることができる。
本給 (昇給)	昇給日前1年間における勤務成績に応じて行うものとし、昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて決定される。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される。

#### ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ・期末・勤勉手当の支給割合を変更(年間支給月数は変更せず、6月期の支給割合をそれぞれ△0.025月減、12月期の支給割合をそれぞれ0.025月増)
- ・43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日に昇給した者及びこれに準ずる者の号給を平成23年4月1日に1号給上位に調整する改正
- ・超過勤務時間が月60時間を超えた場合、60時間を超えた部分の超過勤務時間について、日曜日又はこれに相当する日の支給割合を150/100にする改正

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 697	歳 45.0	千円 7,071	千円 5,301	千円 106	千円 1,770
事務・技術	人 292	歳 42.5	千円 5,733	千円 4,336	千円 135	千円 1,397
教育職種 (大学教員)	人 404	歳 46.8	千円 8,040	千円 6,001	千円 86	千円 2,039
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	28	44.6	9,839	8,143	0	1,696

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	43	45.0	4,709	3,611	86	1,098
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	13	46.8	3,109	2,425	57	684
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	30	44.3	5,402	4,124	98	1,278

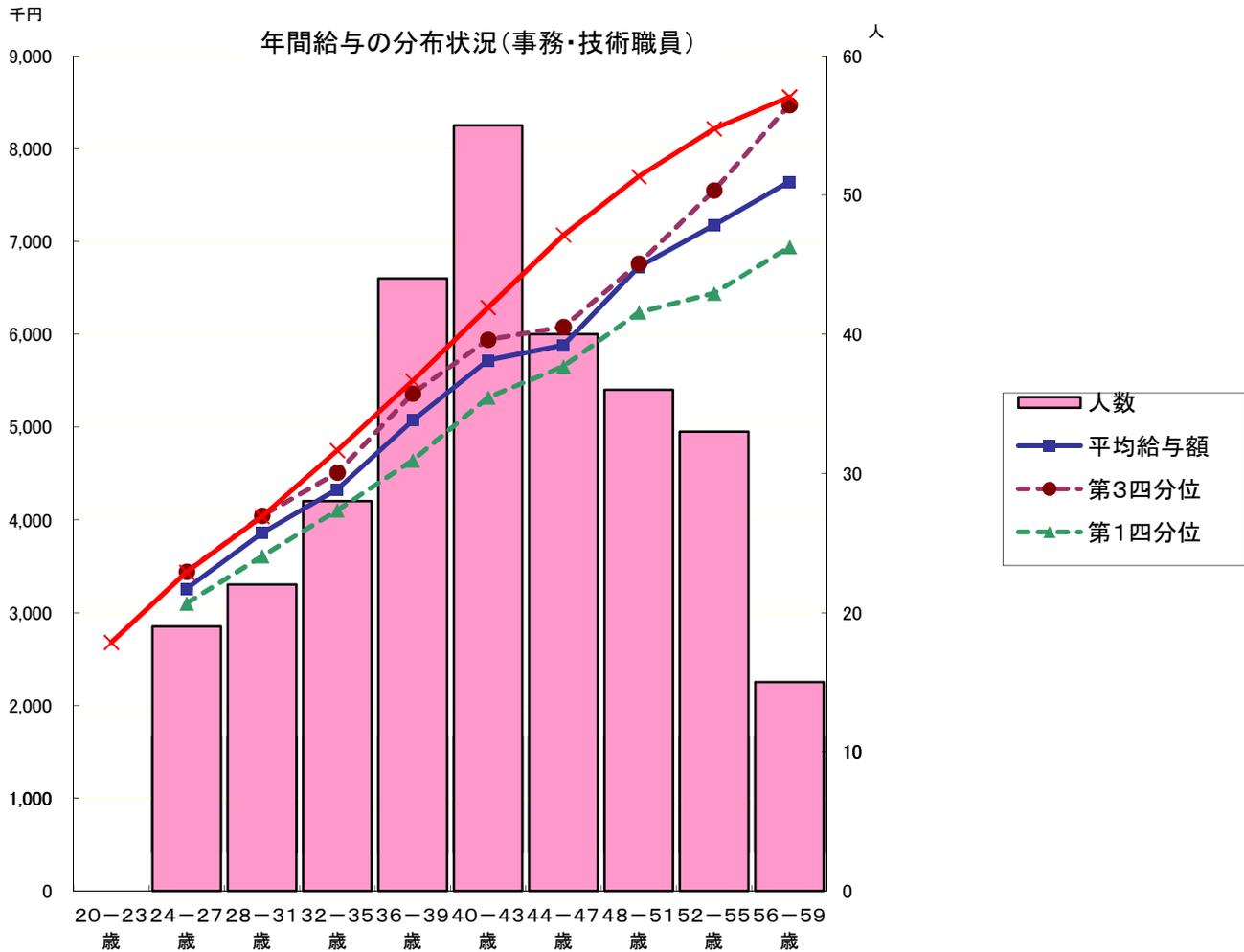
注1:常勤職員については、在外職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

注3:常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注4:該当者がいない区分(任期付職員、再任用職員)及び区分中の職種(常勤職員、非常勤職員中の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師))については、省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



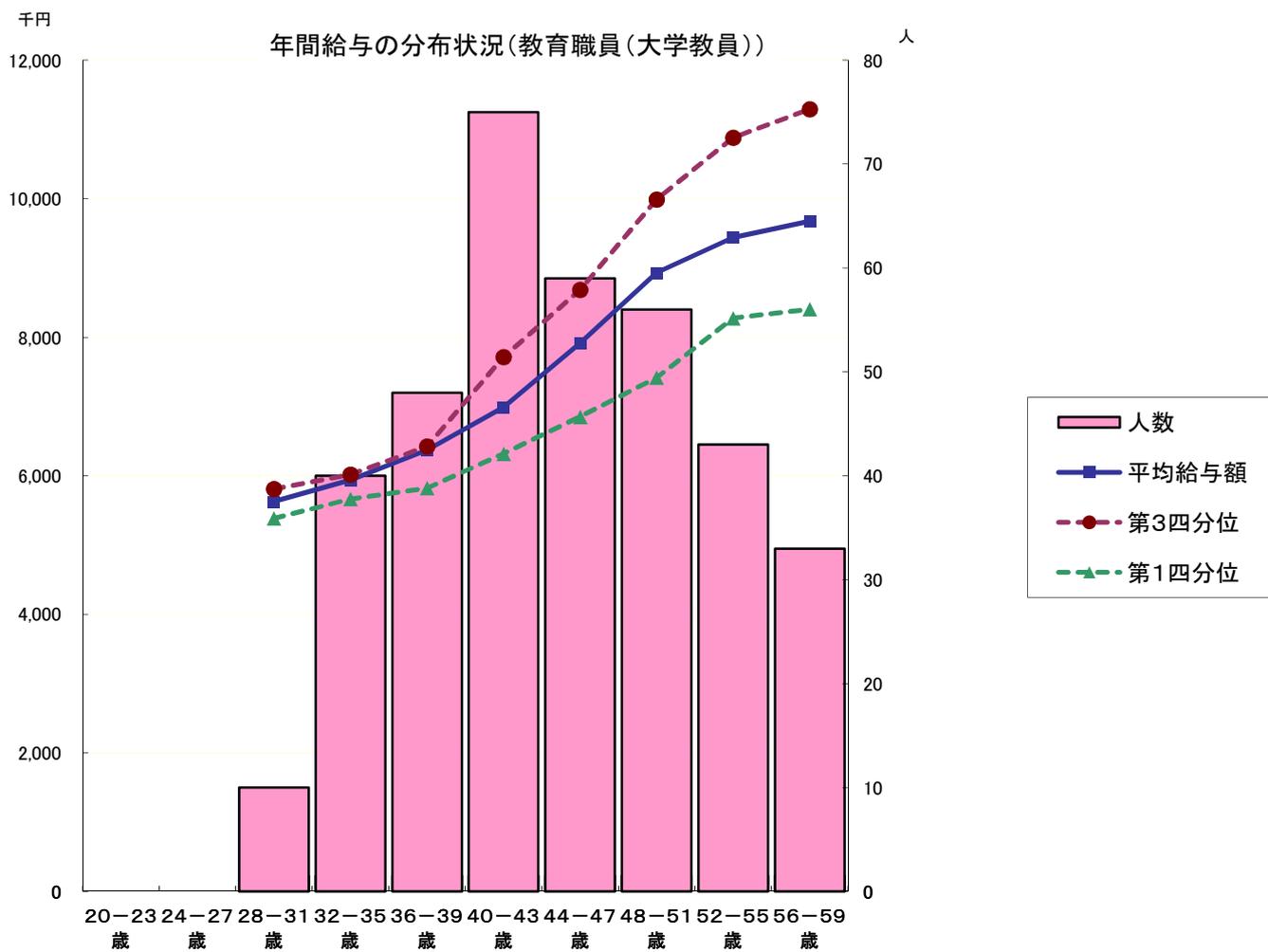
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	4	56.0	—	10,178	—
課長	22	52.8	7,723	8,176	8,536
課長補佐	24	53.3	6,401	6,773	7,055
係長	104	45.4	5,465	5,897	6,348
主任	15	38.8	4,335	4,778	5,513
係員	123	36.3	3,782	4,606	5,541

注1:「部長」には部長相当職である「局次長」及び「事務センター長」、「課長」には課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注2:部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	98	54.9	9,873	10,718	11,566
准教授	116	48.1	7,800	8,244	8,690
助教	190	41.8	5,947	6,352	6,733

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長、主任	課長補佐、係長	課長、課長補佐
人員 (割合)	292人	22人 (7.5%)	53人 (18.2%)	155人 (53.1%)	28人 (9.6%)	19人 (6.5%)
年齢(最高～最低)		29～24歳	41～28歳	59～35歳	58～45歳	59～41歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,926～2,128千円	3,833～2,557千円	5,068～3,252千円	5,694～4,606千円	6,580～4,906千円
年間給与額(最高～最低)		3,846～2,811千円	5,036～3,409千円	6,731～4,378千円	7,660～6,236千円	8,676～6,668千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局次長、事務センター長、部長	局次長、事務センター長	
人員 (割合)		11人 (3.8%)	2人 (0.7%)	2人 (0.7%)	0人 (0%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		59～43歳			～	～
所定内給与年額(最高～最低)		7,408～5,801千円			～	～
年間給与額(最高～最低)		9,818～7,747千円			～	～

注：7、8級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教、助手	准教授	准教授	教授
人員 (割合)	404人	0人 (0%)	190人 (47.0%)	0人 (0%)	116人 (28.7%)	98人 (24.3%)
年齢(最高～最低)		～	64～29歳	～	63～33歳	64～40歳
所定内給与年額(最高～最低)		～	6,085～3,887千円	～	7,700～4,229千円	9,635～6,009千円
年間給与額(最高～最低)		～	8,022～5,021千円	～	10,259～5,768千円	12,871～8,116千円

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.5	% 65.1	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.5	% 34.9	% 36.2
	最高～最低	% 48.8～33.0	% 44.8～30.0	% 44.8～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.2	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.8	% 34.1
	最高～最低	% 42.1～31.8	% 39.4～29.4	% 39.4～30.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 66.0	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 34.0	% 35.3
	最高～最低	% 48.3～32.8	% 46.3～30.3	% 46.5～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.3	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.7	% 33.9
	最高～最低	% 41.9～32.1	% 39.4～29.6	% 40.6～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))  
対他の国立大学法人等

89.1
101.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

95.8
------

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 89.1	
	参考	地域勘案 94.3
		学歴勘案 87.6
	地域・学歴勘案 93.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 90.8% (国からの財政支出額 35,545,987千円、支出予算の総額 39,155,479千円:平成23年度予算)	
	【検証結果】 本機構の給与水準については、原則的に国家公務員の給与水準に準拠して決定しているため、特段問題はない。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)	
	【検証結果】 —	
講ずる措置	引き続き、給与水準の適切性の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.0

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,172,630	6,096,930	75,700 ( 1.2)	75,700 ( 1.2)
退職手当支給額 (B)	879,847	264,864	614,983 (232.2)	614,983 (232.2)
非常勤役職員等給与 (C)	3,031,685	2,954,643	77,042 ( 2.6)	77,042 ( 2.6)
福利厚生費 (D)	1,106,012	1,043,684	62,328 ( 6.0)	62,328 ( 6.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	11,190,174	10,360,121	830,053 ( 8.0)	830,053 ( 8.0)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

##### (1)「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」に係る対前年度比及び増減要因

###### ①「給与、報酬等支給総額」

前年度比 75,700千円増(1.2%増)

増減要因

- ・一部の機関において教員の定年年齢を1歳引き上げたことによる支給額の増
- ・人事院勧告に準拠し、43歳に満たない職員の一部について1号給上位に調整したことによる支給額の増

###### ②「最広義人件費」

前年度比 830,053千円増(8.0%増)

増減要因

- ・上記①の要因による「給与、報酬等支給総額」の増
- ・長期勤続の定年退職者等が多かったことによる「退職手当支給額」の増
- ・非常勤職員の採用増による「非常勤役職員等給与」の増
- ・「給与、報酬等支給総額」及び「非常勤役職員等給与」の増による「福利厚生費」の増

##### (2)「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

###### ① 中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

###### ② 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

③ 上記①及び②の進ちよく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	7,211,308	6,767,076	6,544,118	6,476,117	6,289,025	6,096,930	6,172,630
人件費削減率 (%)		△6.2%	△9.3%	△10.2%	△12.8%	△15.5%	△14.4%
人件費削減率(補正值) (%)		△6.2%	△10.0%	△10.9%	△11.1%	△12.3%	△11.0%

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下のとおり給与減額措置を講ずることとした。

- ・役員の報酬について、平成24年5月から実施。
- ・職員の給与について、平成24年5月から実施。